

## 附論1 弥生時代の小型甕棺にみられる施文について（西新町・藤崎遺跡の事例から）

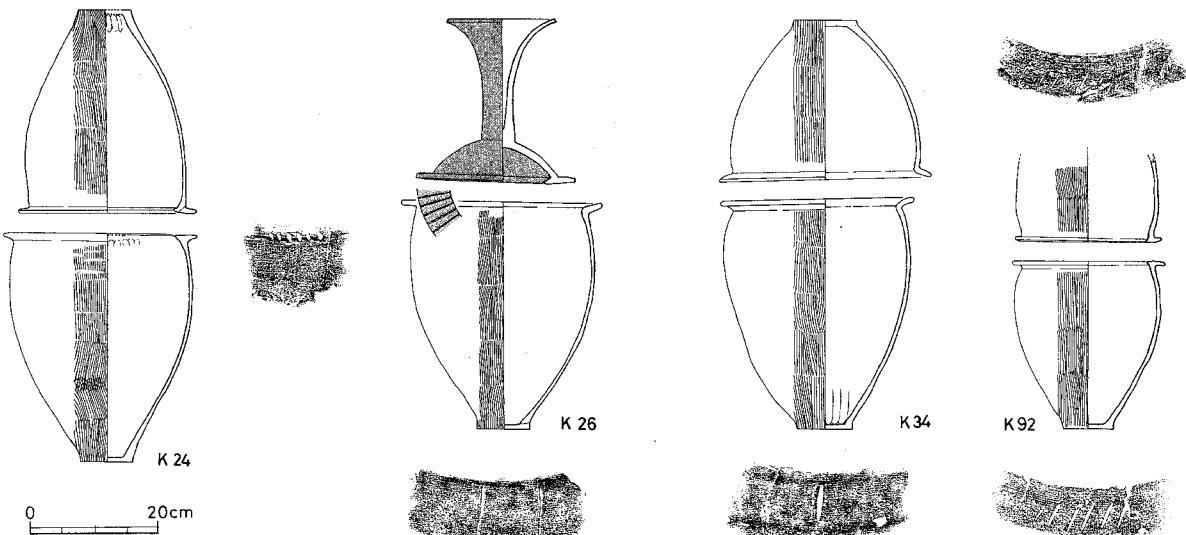
九州北部の弥生時代の墓制を代表するものに甕棺墓がある。外容器である土器棺、甕棺は容量に応じて大型棺、小型棺あるいは成人棺、小児棺などと分類される。このなかで器高30cm代を主体とする小型の土器は、煮焚きに使用あるいは使用した日常の甕形土器を小児の埋葬に充てたという理解が一般的である。だが近年ではいわゆる小児棺に成人の頭部をおさめた事例も確認されているため本稿では小型棺と呼称する。金海式から立岩式段階までの甕棺墓に占める小型棺の割合は、約45%であるが、専業工人の存在が取りざたされる大型棺と比べて等閑視された感は否めない(福岡市博物館1998)。

西新町遺跡10次調査では、小型棺の口縁平坦部に調整痕のある資料が6個体認められた。調整痕は、爪先状の原体を連続して押圧したものと棒状の工具による沈線であった。とくに注目されるのは上下で調整痕が認められる73号甕棺である。この施文は上下でタッチは異なるが、ともに爪先状の原体を連続して押圧したもので、数少ない施文のある甕がセットとなっていることに興味をおぼえた。まず類例を集めようということで、埋蔵文化財センターに収蔵された西新町遺跡の小型棺について同様の調整痕を探したが見つけ出すことはできなかった。そこで隣接する藤崎遺跡の小型棺をあたったところ、1次調査出土の5点の資料に刻み目や沈線、ハケ目調整具の端部を押し当てた事例を確認することができたのである(浜石1981)。92号甕棺では口縁の平坦面にハケ目調整具状の端部を押し当てた施文のある甕がセットでみられた。こうした施文のある土器の出土例は、埋葬施設だけに限られたものではない。三雲遺跡番上土器溜(柳田・小池1981)、比恵遺跡30次井戸(菅波1992)、周船寺遺跡10次調査溝(池田2000)、原遺跡20次調査の溝(藏富士2001)でも出土しており、施文の意味を葬送儀礼以外にも目をむけて解釈すべきである。

合口となる大型棺の組合せについていえば、ストックされた土器棺をランダムに選んだとばかり言えない事例が確認されてきている。たとえば上下で同じ記号を線刻したもの、絵画を描いたもの、特定集団墓における突出した大型棺の使用をあげることができる。ただし記号や絵画を描いたものは全体からみると0.1%程度と稀少である。小型棺の施文の意味とは何か。ふたつの土器が特定の被葬者のために用意されたことを示唆するという以上の推測を現状では用意できていない。ただ小型棺の施文はこれまであまり注目されることのなかった分野であり、類例の集成によって新たな知見が得られることが期待されるのである。西新町・藤崎遺跡の事例が、日常土器を埋葬に供したという前提に問題を提示したことは重要である。

### 註

- F 福岡市博物館1998「弥生人のタイムカプセル」
- H 浜石哲也1981「藤崎遺跡」『福岡市埋蔵文化財調査報告書第62集』福岡市教育委員会
- I 池田祐司2000「II 周船寺遺跡10次調査 J R筑肥線複線化地内遺跡埋蔵文化財調査報告書所収」『福岡市埋蔵文化財調査報告書第654集』福岡市教育委員会
- K 藏富士寛2001「原遺跡10」『福岡市埋蔵文化財調査報告書第688集』福岡市教育委員会
- S 菅波正人1992「第4章 第30次調査地点 比恵遺跡群(11)所収」『福岡市埋蔵文化財調査報告書第289集』福岡市教育委員会
- Y 柳田康雄・小池史哲1982「三雲遺跡Ⅲ」『福岡県文化財調査報告書第63集』福岡県教育委員会



第48図 藤崎遺跡1次調査出土の小型甕棺にみられる施文